

山口市働く女性の活躍応援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、山口市（以下「本市」という。）が実施する女性の活躍応援事業業務を民間事業者へ委託することにより、事務の効率化を図るとともに、民間のノウハウを活用することで事業実施効果を高め、もって潜在的労働力となっている未就労女性や正規雇用化を目指す女性の就労意欲の醸成と、多様な人材が活躍できる地元企業の職場環境整備を目的とし、受託事業者の選定に当たり、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名称

山口市働く女性の活躍応援事業業務

(2) プロポーザルの方式

公募によるプロポーザル方式

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日

(4) 業務内容

別紙「山口市働く女性の活躍応援事業業務委託仕様書」のとおり

(5) 委託上限額

4,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3. 業務実施上の注意点

- (1) 2に掲げる業務の委託を受けた者（以下「受託業者」という。）は、本業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を1名配置すること。
統括責任者は、必要に応じ、市及び関係機関との連携調整・打合せ等を行うとともに、事業管理を行うこと。
- (2) 何らかのトラブルが発生した場合、統括責任者は市と連携の上、速やかに解決を図ること。

4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除く。
- (3) 令和6年4月1日現在において、山口市の競争入札参加資格を有し、かつ令和6年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿の区分60「業務委託（企画・制作）」のコード06「イベント等の企画」、またはコード07「イベント等の運営」、または区分099「業務委託（その他）」のコード099「その他」の営業種目に登録し、本店又は支店、営業所等若しくはこれらに準ずる事業所を山口市内に有

していること。

なお、参加表明時点において同資格を有していない場合においても、令和6年6月14日（金）までに申請し、令和6年7月1日時点で登録される者についてはこの限りではない。

(4) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(5) 山口市税等に滞納がない者であること。

5. 選定スケジュール（予定）

項目	日程
実施要領の公表	令和6年5月15日（水）
質問の受付期間	令和6年5月15日（水）～5月21日（火）
参加意向申出書受付	令和6年5月15日（水）～5月30日（木）
応募書類受付	令和6年6月14日（金）～6月20日（木）
プレゼンテーション実施(評価委員会)	令和6年6月27日（木）※変更の場合あり
結果通知発送及び公表	令和6年7月上旬 ※変更の場合あり
契約締結	令和6年7月上旬 ※変更の場合あり

6. プロポーザル参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）1部

(2) 提出期限

令和6年5月30日（木）17時（必着）

(3) 提出先

山口市商工振興部ふるさと産業振興課（furu@city.yamaguchi.lg.jp）

(4) 提出方法

電子メール（提出期限内必着）により PDF データで提出すること。

7. 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は、質問書を提出すること。口頭による質問は受け付けない。また、質問の内容は、企画提案書の作成及び業務実施に係る条件に限るものとする。

(1) 提出書類

「質問書」（様式第2号）

(2) 提出期限

令和6年5月21日（火）17時（必着）

(3) 提出方法

電子メール（提出期限内必着）

- (4) 提出先
山口市商工振興部ふるさと産業振興課 (furu@city.yamaguchi.lg.jp)
- (5) 回答は、質問者名をふせて、市ウェブサイト(<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/>)
に掲載する。ただし、簡易な質問や個別事案に係る質問については、市ウェブサイトには回答を掲載せず、電話等により個別に回答する。

8. 提案書等の提出

応募に当たっては、次の書類を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出物

ア 応募に当たっては、次の書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出届 (様式第3号)
- イ 企画提案書 (任意様式) ※(2)の留意事項を参照のこと
- ウ 業務実施体制 (様式第4号)
- エ 会社概要 (任意様式) ※パンフレット等で可。
- オ 他自治体での同種・類似業務実績一覧 (様式第5号)
- カ 見積書 (任意様式) ※(3)の留意事項を参照のこと

(2) 企画提案書の留意事項

応募者は、本実施要領及び別紙「仕様書」に基づき、下記のとおり企画提案書を提出すること。

- ア A4版縦、両面印刷、左綴じを原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。
- イ 提案書類一式を上記(1)ア～カの順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。

(3) 見積書の留意事項

応募者は、本実施要領及び別紙「仕様書」に基づき、下記のとおり見積書を提出すること。

- ア 宛名は山口市長とすること。
- イ 業務内容及び人件費等の積算内訳を記載していること。

(4) 提出方法

持参又は郵送 (提出期限内必着)
※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明できるものに限る。

(5) 提出期限

令和6年6月20日(木) 17時(必着)

(6) 提出先

山口市商工振興部ふるさと産業振興課

(7) 提出部数

正本1部、副本7部

(8) その他

プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提案書等の提出がない場合は、提案を辞退したものとみなす。

9. 審議及び受託候補者の選定

(1) 評価委員会の設置

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の選定等は、「山口市物品調達及び業務委託に関するプロポーザル実施取扱要領」に基づき設置する評価委員会(以下「評価委員会」という。)によって審議を行う。

(2) 審議

評価委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングにより(3)の評価基準に基づき審査を行い、委託料の総額の範囲内で、審査において平均60点以上を得たもののうち得点の高い順に、受託候補者を決定する。ただし、応募者が5者を超える場合、評価委員会は応募書類による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ選定することができるものとする。

ア 開催日時 令和6年6月27日(木)(予定)

※日時及び会場については、別途応募者に通知する。

イ 出席者 3名以内

ウ 発表時間 35分以内(提案説明20分以内、質疑応答15分以内)

エ その他 プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とする。

プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。

パソコン、プロジェクター等を利用する場合、また動画再生を行う場合は、事務担当部課に事前に連絡すること。

(3) 評価基準

応募書類を審査するための評価基準は、別表に掲げる評価基本方針により採点した結果を合計する。

(4) 選定方法

評価委員会は、評価結果を速やかに集計し、各評価委員の採点の合計点により提案者に優先順を付与し、受託候補者の選定を行う。最も高い評価点を獲得した提案者が複数となった場合は、各評価委員の最高得点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となったときには同数の提案者の中から、多数決により選定する。

(5) 選定結果の通知及び講評

選定結果については、プレゼンテーション及びヒアリングを行った全提案者に結果を通知するほか、本市公式ウェブサイトで公表する。なお、結果通知の内容に対する異議申立てには一切応じない。

10. プロポーザルの無効

次に該当する場合は、無効とする。

(1) 企画提案書等の必要書類を提出期間内に提出しない場合

(2) 企画提案書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が4で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合

(3) プレゼンテーション審査を欠席又は遅刻した場合

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(5) 前各号に定めるもののほか、選定結果に影響を与えるような不正な行為があった場合

1 1. 契約の方法

- (1) 本プロポーザルで選定した受託候補者と協議し、見積りを徴収の上、随意契約により契約を締結するものとする。
- (2) 提案内容については、契約後の業務においてそのまま実施されるものではなく、契約交渉時に改めて協議し決定するものとする。
- (3) 受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果次点者と順次交渉するものとする。

1 2. その他留意事項

- (1) 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求める場合がある。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (6) 受託事業者決定後、契約候補者が「業務実施体制(様式第4号)」に記載する「再委託」の事業者と再委託契約を締結する場合は、あらかじめ市の承認を得ること。なお、受託事業者は再委託先の行為について全責任を負うこと。
- (7) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

1 3. 事務担当部課

山口市商工振興部ふるさと産業振興課 人材確保支援担当

〒753-8650 山口県山口市亀山町2-1

電話番号 083-934-2645

FAX番号 083-934-2650

E-mail furu@city.yamaguchi.lg.jp

別表 山口市女性の活躍応援事業業務委託に係るプロポーザル評価基本指針

【評価項目・配点等】

評価項目	配点	審査事項
基本コンセプト	10	【業務の理解度】 仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか
提案内容	15	【業務の実施手順】 本業務を実施する上での課題や、それを踏まえた実施方針が明確に示された提案内容となっているか
	15	【検討項目の内容・手法】 仕様書の業務内容を満たした上で、業務目的を達成するために効果的な内容や方法などが具体的に提案されているか
	30	【独創性・実現性】 企画提案者独自の提案及び強みは本事業の推進に寄与するものであり、実現性の高い提案内容となっているか
実施体制	15	・業務を正確に実施できる体制、人員数は確保されているか ・女性人材の活躍や就労支援に必要な知識を有する人材が配置されているか
	5	・各工程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているか
事業実績	5	・過去の同種の実績等からみて、確実に委託事業を遂行できる能力を有しているか。
見積価格	5	満点（5点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）
合計	100	